

令和元年度 2 月 第 1 1 回 あま市農業委員会総会議事録

開 催 日 時 令和 2 年 2 月 2 8 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分 ～ 午前 1 0 時 2 6 分

開 催 場 所 あま市七宝産業会館 2 階 大会議室

出 席 者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	木村 治彦	出席	推 1	林 殷慶	出席
2	近藤 哲夫	出席	推 2	牛田 益治	出席
3	花木 実也	出席	推 3	山田 利之	欠席
4	近藤 美奈子	出席	推 4	牛田 茂雄	出席
5	太田 功	出席	推 5	伊藤 忠久	出席
6	平尾 正敏	出席	推 6	山内 専治	出席
7	鈴木 良法	欠席	推 7	細川 幹夫	出席
8	小原 玲子	出席	推 8	桐山 正行	出席
9	小関 春男	出席	推 9	杉本 耕基	出席
1 0	田中 久義	出席			
1 1	三輪 光雄	出席			
1 2	森 俊明	出席			
1 3	小川 健一	出席			
1 4	後藤 政敏	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	大堀 俊和
部長	山内 浩		後藤 大輔
農政事業監	富田 隆広		津田 直季
			早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 3 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 3 9 号 現況証明願について
日程第 5	報告第 3 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 3 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 3 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 3 6 号 買受適格証明願について
	報告第 3 7 号 認定電気通信事業者による事業計画書の届出について
	報告第 3 8 号 賃借料情報について

議 長	(あいさつ) 本日の欠席者につきましては農業委員 7 番 鈴木 良法委員です。 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は 13 人、推進委員の出席数は 9 人です。 定足数に達していますので、令和元年度 2 月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。 8 番 小原 玲子 委員及び、9 番 小関 春男 委員を指名します。
議 長	日程第 2 「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。
議 長	日程第 5 議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。 議案第 38 号 4 番は小川 健一委員に関係する事項があります。 あま市農業委員会総会規則第 17 条の規定により、小川 健一委員には一時退席していただきます。 (小川 健一 委員 退席)
議 長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第 38 号 1 番につきまして説明いたします。 議案第 2 ページをご覧ください、参考資料は 1 ～ 3 ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島
事 務 局	上折地内の田の駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。 譲受人は七宝町沖之島で土木資材の製造販売業を営んでおります。 事業拡大に伴い、不足する駐車場を確保するための申請となっております。 一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている

区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は4～6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島
大切戸地内の田で、資材置場への転用で、賃借権設定となっております。

譲受人は稲沢市内で防水・塗装・足場工事業を営んでおります。

事業拡大に伴い、不足する駐車場と資材置場を確保するための転用とな
っております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている
区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は7～9ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田 江下島地
内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設
するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の
農地で、農地区分は第1種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込め
ます。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は10～12ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は木折 外平地
内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設
するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている
区域に近接する区域にある農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込め
ます。

5番につきまして説明いたします。

参考資料は13～15ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田
我原裏地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は名古屋市中区地内で仏壇仏具販売業を営んでおります。

本店機能を名古屋市中区からあま市内に移転するに伴い、不足する駐車
場を確保するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている
区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

6番につきまして説明いたします。

参考資料は16～18ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島
内之町地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は七宝町沖之島で家具の製造販売業を営んでおります。

事業拡大に伴い、不足する駐車場を確保するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農
地で、農地区分は第1種農地に区分されます。

既存施設の拡張のため、転用の許可が見込めます。

7番につきまして説明いたします。

参考資料は19～21ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島
九之坪地内の田及び畑で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は申請地東側で医療法人を営んでおります。

事業拡大に伴い、不足する駐車場を確保するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている
区域に近接する区域にある農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込め
ます。

こちらにつきましては、2月25日に海部農林水産事務所と現地確認を
させていただいております。

また、2月27日には森委員と田中委員と現地確認をさせていただいて
おります。

事 務 局

議 長

森委員と田中委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して森委員から
現地の状況について、ご報告願います。

森 委 員	議案第 3 8 号につきまして、田中委員、私と事務局にて申請のあった農地について現地確認を行いました、転用に関して問題はありませんでした。
議 長	只今、事務局及び森委員から説明・報告がありました、議案第 3 8 号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第 3 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって、議案第 3 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認されました。 それでは、小川 健一委員に戻っていただきます。 (小川 健一 委員 入室)
議 長	日程第 4 議案第 3 9 号「現況証明願について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	(説 明) 議案第 3 9 号 1 番につきまして説明いたします。 議案第 4 ページをご覧ください、参考資料は 2 2 ～ 2 5 ページです。 申出者は議案の通り、申請地は七宝町遠島 泉水地内の田及び畑で、2
事 務 局	0 年以上前から屋敷の一部として使用しているため、証明が見込めます。 提出された書類には固定資産税評価証明書と航空写真があり、昭和 5 0 年代より農地以外で使用していたことが確認できております。 どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	只今、事務局から説明、報告がありました議案第 3 9 号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第 3 9 号「現況証明願について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第 3 9 号「現況証明願について」は承認されました。
議 長	日程第 5 報告第 3 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出に
議 長	ついて」、報告第 3 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出に

	ついて」、報告第３５号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」、報告第３６号「買受適格証明願について」、報告第３７号「電気通信事業者による事業計画書の届出について」、報告第３８号「賃借料情報について」を事務局から一括報告願います。
事務局	（ 報 告 ）
議長	只今、事務局から報告がありました、報告第３３号から報告第３８号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。 ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。 （ 異議なしの声あり ）
議長	異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦労様でした。
議長	次回の農業委員会でございますが、３月１９日（木）午後４時からの予定ですが、議案の数によって調整させていただきます。 よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。
	終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 近藤 哲夫

署 名 委 員 小原 玲子

署 名 委 員 小関 春男